

建玉分析ソフト利用規約

この利用規約（以下「本規約」という）は、先物取引被害全国研究会（以下「先全研」という）が著作権を有し、無償で提供する建玉分析ソフト（以下「本ソフト」という）の利用条件等を定めたものです。

第1条 （利用契約の成立）

先全研は、利用者が本ソフトウェアを使用またはインストールを行った時点で、本規約記載の内容に同意いただいたものとみなし、利用者と先全研との間で、本ソフトウェアにかかる利用契約（以下「本契約」という）が有効に成立するものとします。

第2条 （使用の許諾）

- 1 本ソフトは、先全研MLに登録している方のみ使用することができます。
- 2 利用者は、本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。
- 3 本ソフトを利用できない方が本ソフトを無断使用した場合は、損害金を請求するものとし、この場合の損害金は1件の使用につき金10万円とします。

第3条 （保証・サポート）

- 1 本ソフトは無償での提供のため、先全研は、本ソフトの動作および利用者の使用目的への適合性等を含め、一切の保証を行いません。
- 2 本ソフトは無償での提供のため、先全研は、本ソフトについてサポートの提供を行いません。

本ソフト使用に際し、不具合等が発生している場合や、本ソフトの機能に関するご意見は先全研MLまで投稿（フィードバック）ください。先全研執行部では適宜お送りいただいた内容を確認し、改善や機能向上のために役立てます。

第4条 （免責）

本ソフトは無償での提供のため、先全研は、本ソフトを現状有姿で提供し、本ソフトの不具合や、それに起因した障害その他利用者が被った損害について、一切の責任を負いません。利用者各自の責任において使用するものとします。

第5条 (権利の譲渡)

利用者は、先全研の書面による事前承諾なく以下の行為を行ってはけません。

- ① 本ソフトを第三者に販売、配布、譲渡、貸与、占有移転すること
- ② 本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に移転、譲渡、担保の用に供すること

第6条 (本契約の終了)

先全研は、利用者が本契約に違反した場合には、何らの通知等を要することなく本契約を解除し、本ソフトの使用を終了させることができます。

第7条 (契約終了時の処置)

本契約が終了した場合、利用者は、直ちに本ソフトを消去し、先全研が要求した場合には、本ソフトを消去した旨証明する書面を利用者の責任者名義で先全研に提出するものとします。

第8条 (協議)

本契約に規定されていない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者および先全研との間で誠意をもって協議し、決定するものとします。

第9条 (準拠法・合意管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。